

# ワシントン大学ロースクール・アジア法センター

こ ばやし まさ ゆき  
小 林 昌 之

はじめに  
組織  
教育  
法整備支援  
研究・交流  
おわりに

## はじめに

ワシントン大学ロースクール・アジア法センター (Asian Law Center, University of Washington School of Law) は、アメリカ合衆国北西部のワシントン州シアトル市に位置する。ワシントン州は日本をはじめとするアジアとの交易が盛んで、ボーイング社やマイクロソフト社などの先端産業があることで知られている。1899年に創立されたロースクールは2003年に無線LANなどを完備する近代的な新校舎 (William H. Gates Hall) に移転し、アジア法センターもその中に居を構えた。著者は2003年から2年間、センターで研究する機会を得た。本稿では、このアジア法センターの概略を紹介する。

## 組織

ワシントン大学ロースクールのアジア法プログラムはフォード基金の支援を受けて1962年に

開始され、40年以上の歴史を有する。当初のアジア法研究の柱は日本法であり、現在もアメリカの学界をリードするが、その後、韓国法、中国法などへと範囲を拡大してきた。2002年には、アジアや移行経済諸国で働くアメリカ人弁護士や政策立案者などに対する教育において主導的な地位を確立し、この分野での世界的リーダーとなることを目指して、アジア法センターが設立された。同センターのプログラムは、JD (法学分野の基本学位)、LLM (法学修士) およびPhD (博士) など大学院レベルの教育プログラムと、シンポジウム、ワークショップおよび共同研究などの研究プログラムの両者からなる。

アジア法センターはワシントン大学ロースクールに属する研究所であり、センター所属の所長1名、コア教員2名、非常勤教員4名、客員教員若干名および専任スタッフ4名からなる。このほかにロースクールからアジア法や比較法を研究する教員がサポーター教員として加わっている。

また、図書館は大学の研究・教育の母胎であるが、ワシントン大学ロースクールの図書館もアジア法の研究・教育を強力にサポートしている。それは蔵書と人員に表れている。図書館全体が所蔵する53万冊のうち、約4万4000冊がアジア法関連の書籍である。日本法の書籍はアメ

リカ議会図書館に次ぐ所蔵量であり、中国法、韓国法についてもアメリカ屈指である。これらの収集は、現地語能力のある2人の東アジア法専門のロー・ライブラリアンによって支えられている。また、図書館員によって外国法調査を支援するためのガイドが作成されており、それを基にした講義も開講されている。アジア法関連では、外国法、比較法、イスラム法、中国法、日本法、韓国法、経済開発と法に関するガイドが作成されており、必要な資料を入手するための足がかりを提供している<sup>(注1)</sup>。

## 教育

アジア法センターは、アジアが多様であることを認識し、受け入れることができる法曹を養成し、アメリカの法曹がほかのアジアや移行経済諸国の法曹と一緒に効果的かつ有意義に仕事ができることを可能とする教育と研究の機会を提供することを大きな理念としている。そのために、プログラムはアメリカ法に関する比較法的研究に関心があるアジア諸国の法律専門家と外国語能力のあるアメリカ人学生の両者を対象に設計されており、両者が積極的に交流することが期待されている。

アジア法センターはその理念に基づき、次のような教育を提供するとしている。すなわち、(1)アジア、ヨーロッパおよび開発途上国の法律に関する挑戦的で、包括的な教育、(2)法的知識を収集し、リスクを評価する力を身につけるための外国語教育、(3)自分とは様々な異なる背景をもつ人々と効果的に対話し、法律・非法律の各場面の間を容易に行き来することを可能とする異文化コミュニケーションの技術、(4)自分の

国の法制度や法教育の強弱を批判的に認識できる比較意識、および(5)社会における富と自由を固定化することも不均衡を是正することもできる法律家としての自分の役割を再認識することを可能とする社会正義の涵養。

教育プログラムの中心は、アジア・比較法の修士課程であるが、このほかJD課程の学生も科目を選択するか、集中コースを履修するなどの方法でアジア法を学ぶことができる。現在までにアジア法センターの各種プログラムにかかわった同窓生は800名以上にのぼり、アジアをはじめとする各国で法学者や法曹として活躍している。アジア法関連の科目としては、比較法セミナー、移行経済諸国の法改革、経済開発の法的諸問題、東アジアの法(日本・中国・韓国)、アジアの契約法と実務などが設けられている。いずれにおいても現実の実務を考慮に入れた講義が展開される。例えば、移行経済諸国の法改革に関するセミナーは、移行経済諸国などに対する法整備支援に焦点を当てた科目である。法整備支援を支えてきた理論的側面、すなわち1960年代の「法と開発」運動から最近のワシントン・コンセンサス、新制度経済学、法の支配などの理論を批判的に検証したうえで、当事者を交えてロシアの会社法改革とインドネシアの破産法改革のケース・スタディを行うなどブラクティカルな内容となっている。アメリカ法の輸出の問題だけでなく、法整備支援政策が法律家ではなく経済学者によって主導されている問題などが議論されている。

## 法整備支援

アジア法センターの特色のひとつは、ロース

表1 主要な法整備支援プロジェクト

プロジェクト名	年	主催	内容
Rule of Law in Mongolia	2001	ADB	Final phase workshop of an Asian Development Bank project focused on training government lawyers in the fundamentals of commercial and economic law in Mongolia.
Commercial and Legal Institutional Reform for Eastern Europe and Eurasia	2001-2003	USAID	A diagnostic project for USAID in which faculty-student teams conduct qualitative research on commercial law developments in Bulgaria, Armenia and Azerbaijan.
Commercial Legal and Institutional Reform Training	2002-	USAID	Design and deliver advanced training on key areas of commercial law, the principles and application of CLIR programs and assessments and Islamic legal systems for USAID officers from around the world.
Empirical Legal Research	2003	USAID/ELIPS	A week-long pilot course funded by USAID/ELIPS Jakarta and taught at the University of Wisconsin School of Law to international students.
USAID Seldon Project: A Diagnostic Survey of Commercial Legal and Institutional Reform in Indonesia	2003	USAID	This project involved commissioning and supervising 30 Indonesian legal researchers and reporting to the USAID Jakarta Mission on 11 key areas of commercial law.
Afghanistan Legal Educators Grant	2004-2007	US State Dept.	The Asian Law Center will host legal educators from Afghanistan as Visiting Scholars and LL.M candidates at UW, sponsor roundtable conferences and provide short-course training in Kabul.
Diagnostic Survey of Commercial Legal and Institutional Reform in Southeast Asia	2005-2006	USAID	An evaluative study for USAID on commercial law and trade facilitation environment in Indonesia, Vietnam, Lao PDR, Cambodia, and Thailand.

(出所) Asian Law Center, University of Washington School of Law (2002; 各年 b 2004-2005, 2005-2006)。

クール内外の法整備支援プロジェクト<sup>(注2)</sup>に協力することによって研究成果を現実の世界と結びつけ、さらに学生に実務経験の場を提供していることである(表1)。例えば、アメリカ国際開発庁(USAID)のヨーロッパおよびユーラシアに対する商事法制度改革支援の研究プロジェクトでは、ロースクールにある別のセンター(Shidler Center for Law and Commerce and Technology)と共に教授陣とロシア語能力のある学生の調査団が組織され、東ヨーロッパ諸国の商事法の発展についてフィールド調査が実施された。本プロジェクトでは、ブルガリア、アルメニア、アゼルバイジャンにおける商事法の発展についての観察的調査が行われ、商事法が当該国にどの程度根付いているかの評価が試みられた。そしてそれを通してUSAIDが実施している法改革プログラムの評価方法についての検討がなされた。

また、同センターは、アメリカ国務省から開発途上国の法曹養成の経験やアジアにおける法制度改革の実務経験が認められ、2004年に新たにアフガニスタンの法学教員の再教育プロジェクトのために、3年間、200万ドルの資金を獲得した。同センターの商法の専門家でもこれまで法整備支援に携わった教授がプロジェクト・マネージャーを担当し、地域専門家としてアフガニスタン法を専門とする教授が参加する。カブール大学などと大学院レベルの法学教育を大学の教員に提供し、彼らと共にアフガニスタンの法曹、教員を養成し、法学界をさらに発展させるためのカリキュラム作りを目指している。

## 研究・交流

大学付属の研究所ということもあり、上記のプロジェクトに関係するもの以外は教員個人または教員同士の個別研究となっている。在籍する教員の関心に基づいて、日本法、開発と法、イスラム法などに関する研究が行われている。最近の研究課題は表2のとおりである。このうち主要なものを紹介する。「日本再規制」(Re-regulating Japan)は、規制論の論争を考察し、企業のリスク、法令遵守、契約関係、監査、社会関係に対する管理方法に焦点を当てることで日本における規制がどのように変化しているのかを研究する。「開発、国家建設と法の支配」(Development, State Building and the Rule of Law)は、国際法制協力における基本的著作を提供し、現実の法制度改革プロジェクトの長短や成功への構造的な障害などの分析をとおして、国際法制協力の理解促進のための教科書を作成する共同研究である。「現代世界におけるイスラム諸国の憲法へのイスラム法の統合」(Integration of Islamic Law into the Constitutional Law of Muslim Countries in the Contemporary World)は、

表2 研究課題

Commercial Law Reform in China (2001)
Re-regulating Japan (2002-)
Comparative Bioethics and Regulation (2002-07)
Best Practice in Legal Technical Assistance
Renovating Vietnam's Legal Culture (2004)
New Voice in Indonesian Law (2004)
Development, State Building and the Rule of Law
Integration of Islamic Law into the Constitutional Law of Muslim Countries in the Contemporary World
Asian Law & Regulation Web Guide
Judges in Muslim Countries as a New Voice in Islamic Law and Theory

(出所) Asian Law Center, University of Washington School of Law (各年a 2003-2004, 2004-2005; 各年b 2004-2005, 2005-2006, 2006-2007)。

表3 プロジェクト協力団体

Booz Allen Hamilton  
 IBM Consulting  
 University of Maryland, IRIS Center  
 University of Indonesia Faculty of Law  
 University of Melbourne Asian Law Centre  
 University of Tokyo Faculty of Law  
 Waseda University Law School

(出所) Asian Law Center, University of Washington School of Law (各年a 2004-2005)

表4 国際会議・ワークショップ

Law in Japan: A Turing Point (2002)  
 Modernization of Law in Vietnam (2003)  
 New Voices in Indonesian Law (2003)  
 Indonesian Legal Institutions (2004)  
 New Directions in Japanese Law Japanese Law Research Workshop (2005)  
 Law, Development, and Transition: New Questions and Directions (2006)  
 Roberto Unger and the Comparative Regulatory Imagination (2006)  
 Japanese Approaches to Law and Development (2006)

(出所) Asian Law Center, University of Washington School of Law (各年a 2003-2004, 2004-2005)

憲法のイスラム化の現象および影響に関する研究である。また、「イスラム法と法理論における新しい声としてのイスラム諸国の裁判官」(Judges in Muslim Countries as a New Voice in Islamic Law and Legal Theory)は、イスラム世界の裁判官の意見から見いだせるイスラム法理論およびイスラム法の解釈に関する議論を研究するものである。

なお、アジア法センターでは、国内外の機関と共同で研究や支援プロジェクトを積極的に実施し(表3)、研究交流のための国際会議を開催している(表4)。また、毎年アジアから30名近い法曹や研究者を受け入れる形で研究交流が進められている。

## おわりに

ワシントン大学ロースクール・アジア法センターの例でみられるように、アジア法のプログラムを有するアメリカの大学の多くは、教育のみならず何らかの形で法整備支援プロジェクトを内在化しており、法学研究・教育に厚みを与えていることがうかがわれる。また、アジア法センターは大学としての利点を活かし、最近では同窓生のネットワーク作りに力が注がれており、現地との共同研究やプロジェクト実施の拡大が期待される。

(注1) リサーチガイドは以下に掲載されている。  
 Foreign, Comparative, and International Law Research (<http://lib.law.washington.edu/ref/guides.html#intl> 2006年9月1日アクセス)

(注2) ここでは便宜的に、アジア法センターが政策・訓練プロジェクト(Policy and Training Project)と教育プロジェクト( Teaching Project)と分類して

いるもののなかから開発途上国支援に該当するものを  
法整備支援プロジェクトとして取り扱っている。

各年b . *Asian & Comparative Law Student  
Planning Guide, 2004-2005, 2005-2006, 2006-2007.*

### 文献リスト

< 日本語文献 >

小林昌之 2004 . 「アメリカ / ロースクールにおけるア  
ジア法研究」『アジ研ワールド・トレンド』No.105  
(2004.6) 16-17.

< 英語文献 >

Asian Law Center, University of Washington School  
of Law 各年a . *Annual Report 2003-2004, 2004-  
2005.*

< インターネット >

Asian Law Center, University of Washington School  
of Law ウェブサイト( [http://www.law.washington.  
edu/AsianLaw/](http://www.law.washington.edu/AsianLaw/) 2006年9月1日アクセス ).

2002 . *Asian and Comparative Law Bulletin  
2002* ( [http://www.law.washington.edu/Asian  
Law/AsianLaw.pdf](http://www.law.washington.edu/AsianLaw/AsianLaw.pdf) 2004年3月27日アクセス ).

( アジア経済研究所開発研究センター )